

## 地域生活支援拠点等の整備方針について

# 地域生活支援拠点等の整備方針について

## 1 地域生活支援拠点等の整備について

### (1) 地域生活支援拠点等整備の背景について

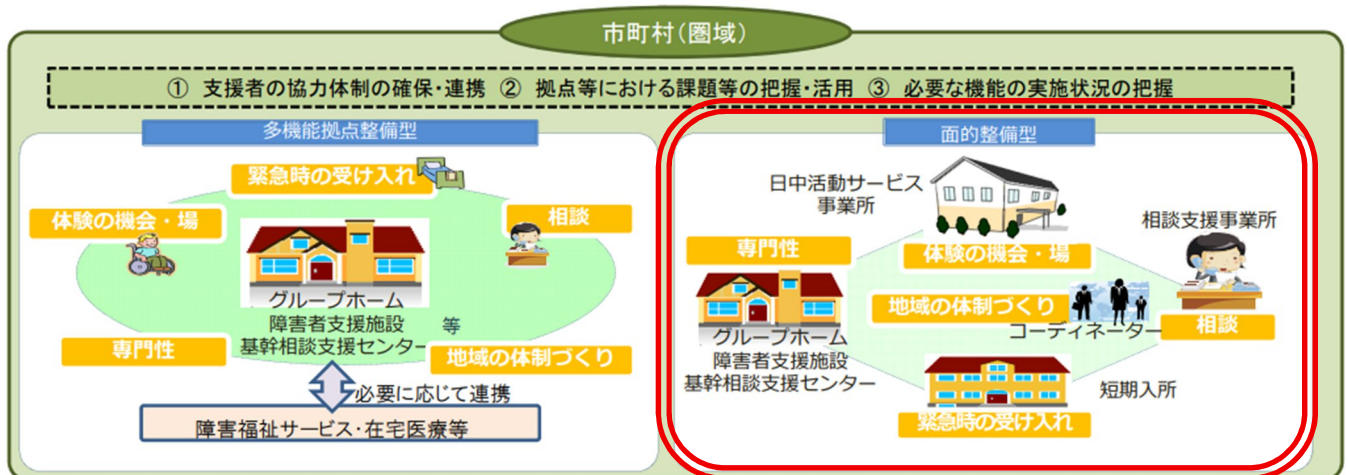
障害者自身の高齢化による介護や医療ニーズが増加や、家族の高齢化により緊急時に頼れる支援者がいないこと等により、必要な人に必要な支援が届かないことが考えられるため、地域全体で支える仕組みづくりが必要とされている。

そのため、国においては、障害福祉計画の基本指針に「相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の提供などの機能を備えた地域生活支援拠点等の整備」を位置付け、障害者の生活を地域全体で支える体制を推進している。

### (2) 地域生活支援拠点等の整備の方針について

整備にあたっては、地域の実情に応じた創意工夫のもと、「機能を1カ所に集約する多機能拠点整備型」と「地域で機能を分担する面的整備型」に分けられている。

本市においては、2019年度の障害者自立支援協議会全体会において、新たに拠点を整備するのではなく、市内の既存資源を有効に活用するため、それぞれの事業所が連携することで障害者等を支援する「面的整備型」により地域生活支援拠点等を整備する方針とすることとしている。



## 2 拠点の面的整備における各機能の役割について

### (1) 相談の機能

#### ア 委託相談支援事業所・指定特定相談支援事業所

- ・ 障害者本人や家族からの相談を受ける。
- ・ 将来的に障害福祉サービスの利用が見込まれる場合、利用を促す。
- ・ 緊急時の連絡調整やサービス利用調整。

## (2) 緊急時の受け入れ・対応の機能

### ア 短期入所事業所

- ・緊急時の受け入れについて、可能な限り協力する。

### イ 訪問系サービス事業所（居宅介護等）

- ・緊急時の受け入れについて、可能な限り協力する。

### ウ 日中系サービス事業所（生活介護等）

- ・緊急時の受け入れについて、可能な限り協力する。

## (3) 体験の機会・場の機能

### ア グループホーム、短期入所、日中活動系サービス事業所

- ・グループホームでの一人暮らしの体験、日中活動の体験や家族と離れて過ごす体験の希望者に対して、可能な限り受け入れをする。

### イ 相談支援事業所

- ・希望に沿った体験利用の調整を行う。

## (4) 専門的人材の確保・養成等

### ア 全事業所

- ・研修の実施や困難ケース等の対応を共有するなど、地域全体で支援の質の底上げや人材育成を行う。

## 3 スケジュール（案）

時期		内容
2026年5月頃	事業所説明会	・面的整備の担い手となる事業所に向け説明会を実施 ・事業所から整備にかかる課題を抽出
11月頃	自立支援協議会	・事業所説明会の結果を基に拠点等の整備について議論
2027年1月頃	実施要綱施行、事業所募集	・実施要綱を施行し、登録事業所を募集
4月頃	拠点等の整備完了	・拠点に登録した事業所を市HPで公表し、整備完了

(参考)

1 地域生活支援拠点等の整備にかかる動き

年度	国	豊岡市
2014	【指針策定】 地域生活支援拠点等について明記	
2016		【障害者自立支援協議会全体会議】 地域生活支援拠点等の概要を説明
2018	【報酬改定】 地域生活支援拠点等にかかる加算を 新設	【障害者自立支援協議会全体会議】 地域生活支援拠点等の整備について経過を 報告
2019		【障害者自立支援協議会全体会議】 整備の方向性について、整備手法を面的整 備とすること、担い手である事業者の理解を 深めていくことを報告
2021	【報酬改定】 地域生活支援拠点等にかかる新たな 加算の設定	【障害者計画（2021～2026年度）】 それぞれの機能の担い手となる関係機関へ 働きかけることを明記
2024	【報酬改定】 新たな加算の設定及び加算の見直し 【法改正】※1 整備について市町村に努力義務化	

※1：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称：障害者総合支援法）

2 兵庫県内の地域生活支援拠点等の整備状況（2025年10月1日時点）

(1) 兵庫県下の状況

区分	自治体数	備考
整備済	32 市町 1 圏域	圏域は淡路圏域の3市
未整備	6 市町	稲美町、播磨町、三木市、加東市、 <b>豊岡市</b> 、 新温泉町

(2) 但馬3市2町の整備状況

市町名	整備状況	整備の方法
豊岡市	未整備	—
養父市	2024年度に整備済	面的整備
朝来市	2025年度に整備済	面的整備
香美町	2021年度に整備済	面的整備
新温泉町	未整備	—